北海道　下川町議会

（事績１）政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

〇議会基本条例の制定

下川町議会では、平成 27 年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取り組みを進め、「議会モニター制度」「町民意見交換会制度」などを導入し広聴機能を強化してきた。また、政務活動費廃止に伴い議会図書の充実を図ってきた。

更なる議会活性化の取り組みとして、令和 2 年 7 月に議会活性化等調査特別委員会を設置し、議会活性化の基本指針となる「議会基本条例」の制定に向けた取り組みを進めるにあたり、先進地議会の調査の実施や議会改革に精通する講師を招いて講演・研修会を実施し助言指導を受け、議員間討議を重ねてきた。町民との意見交換や条例素案への 2 回のパブリックコメントを実施して、町民の意見を反映させた議会基本条例を令和３年 3 月定例会において制定した。

（１）通年議会の導入

議会の主体性と機動性を高めるため、令和３年５月から通年議会を開始した。本会議や委員会が迅速かつ弾力的に開催できるようになり、各委員会の活動においても活発化している。また、専決処分が限りなく少なくなるなど、町政に対する監視機能強化が図られている。

一方で実際の運用上において迅速な対応を要するものを想定して、迅速な解決を図る必要があるものや、災害等の対応等を含めて必要となる事項については専決処分ができるよう「議会の委任による専決処分事項の指定」を議決している。

（２）議会基本条例の検証と議会白書

議会基本条例において、1 年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営員会において検証すること、また、議会活動の活性化を図ることを目的として、議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1 年ごとに公表することを規定している。このことから毎年発行する議会白書において、1 年間の議会活動状況や議案の賛否、一般質問・文書質問、各委員会の活動状況などを公表している。

また、議会基本条例の目標が達成されているかの検証や議会の活動目標と評価だけではなく、各議員においての活動目標と自己評価についても公表している。これらを公表するこ

とで、議会及び議員活動の透明性の向上や町民への情報提供が図られるとともに、議会全体においても効率的な運営に寄与している。

（３）議決事件の追加

議会基本条例に議決事件を次のとおり追加規定し、監視機能を高めている。

①下川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画

②定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告

③包括連携協定(締結前に議決することが困難である場合は、締結後において承認を求めるものとする。)

④下川町森林整備計画(軽微な変更を除く。)

⑤下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(施策および事業の変更を除く。)

（４）文書質問の実施

議会基本条例において、通年議会を活用し、休会中においても主体的かつ機動的な議員活動に資するため文書質問を行うことができることを定めた。文書質問は、定例会議を開催する月を除く月に行うことができ、内容は一般質問として行う内容に相当する程度としている。各議員からの文書質問のほかに、令和５年２月には、議会モニター（高校生モニター）からの質問を議会として執行者側に伝える形として、文書質問を実施している。

○議員間討議の取組み

平成２７年から行っている議会活性化の取組みの一つとして、各委員会、全員協議会において「議員間討議」を導入している。令和３年３月に制定した議会基本条例においても、討論・議論による合意形成に務めると規定しており、議会の意思決定にあたり議員相互の自由討論で議論を尽くして合意形成を図っている。

○下川町議会諮問会議の設置

下川町議会では、基本条例の制定時において、議員定数及び議員報酬を改正するための条例案は、議員が提案すると定めた。このことから、町の特別職報酬等審議会条例から議会議員を削除している。

議員定数及び議員報酬を条例改正にあたっては、議会運営委員会で十分議論するとともに、議会基本条例で町民会議やアンケート調査等により十分に町民の意向を確認するなどして決定していくことが規定されている。それらの目的を達成する手段のひとつとして、

「下川町議会諮問会議」が令和3年11月に下川町議会の附属機関の位置づけで設置された。

下川町議会諮問会議は、委員の任期は2年となっており、5名の委員を委嘱している。設置後11回の会議が開催されている。

（事績２）住民に開かれた議会

〇町民意見交換「議員とフリートーク」の開催

平成27年度から、町民から議会活動や町政に対して直接意見を伺う機会として、町民意見交換会「井戸ばた会議」を定例会前に開催してきた。「井戸ばた会議」ではテーマに沿って町民と意見交換を行い、その後の議会活動に反映してきた。

令和5年の改選後からは、町民の声に耳を傾ける場として、様々な町民の声を聴けるようテーマを設けないフリートーク形式とし、また、議員を身近に感じてもらえるよう、名称を「議員とフリートーク」に変えて開催している。以前は夜だけの開催だったが、参加者からの要望もあり午前中にも開催したところ、参加者の幅や人数の増加に繋がっている。

〇議会の見える化

・インターネット中継（YouTube配信）の実施

平成27年9月から、一般質問をDVDにし町の図書室に設置してきた。平成29年9月からは本会議の録画配信を行っている。令和5年に録画配信の導入に伴い一般質問DVDは廃止している。

・議会だより、かわら版（議会だより速報版）の発行

年4回の議会だより発行のほか、令和5年6月よりかわら版（議会だより速報版）を不定期発行している。かわら版は、主に町民生活に直接つながる議案などが可決された場合等に発行している。

・議会ホームページ等の充実

「開かれた議会」を目指して、議会の情報発信に努めている。

議会ホームページでは、定例会議や臨時会議の告知のほか、次の情報を掲載している。

▽会議録（定例会議、臨時会議）　▽文書質問及び回答　▽議会だより

▽議会白書　▽YouTubeリンク（本会議の模様）　▽その他のお知らせ

〇議会モニター制度・高校生モニター制度の導入

平成 30 年度から、議会モニターを設置し議会活動に対する多様な意見・提案等を受け議会活動に反映してきた。

議会モニターは町民 6 名に委嘱しており、アンケート形式で本会議の傍聴やインターネット配信（YouTube）の視聴、議会だより、議員とフリートークへ参加した意見・感想をいただいている。

令和 5 年度は、議会モニターと議会が直接意見交換を実施するモニター会議を開催した。本会議傍聴や議会だよりの感想、議会モニターを務めた感想や意見をいただいた。また、議会運営について様々な提案や意見をいただいており、今後の議会運営に反映させていきたいと考えている。

また、議会モニター導入と同時に高校生モニターも導入し、地元高校の高校生にモニターを依頼し、議会だよりの感想や本会議を傍聴した感想をいただいてきた。その後、高校生に本会議場の議員席に座ってもらい議員に対して質問を行い、議員が回答するという内容を追加してきた。

令和 5 年度は、更に発展させ議場で一般質問を体験するという形で執行者（町長・副町長・教育長）に質問を行った。高校生は、5～6 名程度のグループとなり代表者が質問する形をとり、議員は、高校生が考えてきた質問へのアドバイスやどのような再質問にするかなどサポートを行った。質問は、生徒が事前に町の実態や自分たちの生活に対する課題に対して考えてきた。当日は、サポートの議員とともに一般質問、再質問を行ったが、予定していた質問のほかに再質問で追加の質問をする生徒も見られた。

この高校生モニターの提言により、翌年度には予算が組まれ、公共施設に新たに Wi-Fi が整備されることとなった。